

平成 26 年 5 月 12 日

経済産業省 特許庁 御中

北海道大学产学連携本部長	川端 和重
東北大学产学連携推進本部長	進藤 秀夫
東京大学产学連携本部長	原田 昇
東京工業大学产学連携推進本部長	辰巳 敬
名古屋大学学術研究・产学連携推進本部長	松尾 清一
京都大学産官学連携本部長	小寺 秀
大阪大学产学連携本部長	馬場 章夫
九州大学产学官連携本部長	安浦 寛人

職務発明に関する特許法改正の動きに対する要望

平素は大学の研究成果による知的財産の創出・保護・活用にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

現在、産業界はじめ色々な場で、我が国の特許法の職務発明制度の改正につき議論や提言がなされています。この中で、我が国の科学技術の基盤を成す大学が日々生み出している知的財産についても、その保護と活用を図るために議論が成されることは極めて重要であると認識しております。

我々八大学产学連携本部長としましては、産業界との協調を前提としつつも、職務発明制度の見直しについては、以下のような大学特有の事情を検討、整理いただく必要があると考えております。すなわち、企業とは異なる事情として、大学においては自ら商業化を行わない大学の性格に加え、研究者等の研究に対する目的意識の多様性、学術発表の重要性があります。また、制度改正の改正内容によっては、研究者の発明創出意欲への影響の他、大学が出願しない発明の発明者の意向も踏まえた取扱、兼務や異動に際しての発明の取扱への影響があげられます。更に、大学での職務発明制度に関するそれら以外の重要な課題として、職務発明として取扱えない学生発明の取扱があげられます。これらの課題が十分に解決されない今までの職務発明制度の見直し検討では、我が国が競争力を強化し持続的な発展を遂げていくためのイノベーション創出への大学の貢献が阻害される虞があります。

今般の制度見直しでは上記の点につき十分な検討をいただき、法改正等を行う場合は、例えば、大学特有の諸事情を考慮した弾力的運用が可能な制度の構築など、引き続き大学の研究成果に基づく知的財産が我が国のイノベーション創出に貢献できるよう十分な配慮をいただきますよう強く要望します。